

令和7年2月28日

お客さま 各位

福島信用金庫

福島県内における「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた金融機関の連携について

福島信用金庫（理事長 樋口郁雄）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、福島県内の15金融機関が共同で一層の推進を行うことを決定しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 実施背景

令和3年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「令和8年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、各金融機関でお客さまへの周知、各種施策の実施を行っております。今般、福島県内の15金融機関がこの取り組みを更に推し進めるべく、連携して対応を行っていく運びとなりました。

2. 連携金融機関

県内15金融機関（五十音順）

会津商工信用組合、会津信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合、郡山信用金庫、白河信用金庫、須賀川信用金庫、相双五城信用組合、株式会社 大東銀行、株式会社 東邦銀行、二本松信用金庫、ひまわり信用金庫、株式会社 福島銀行、福島県商工信用組合、福島信用金庫

3. 連携内容

- （1）今後、県内15金融機関では「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等、お客さまの電子的決済手段の移行を共同でサポートします。
- （2）本連携の一環として、県内15金融機関でリーフレットを共同調製し、お客さま向けの周知活動を連携して行います。

4. 開始日 令和7年3月3日（月）

5. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管にかかる事務負荷の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。代替手段として、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

以上

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう!

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

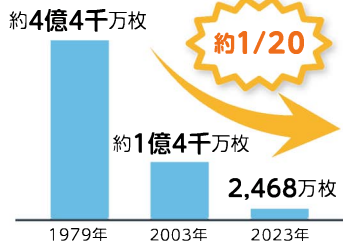


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



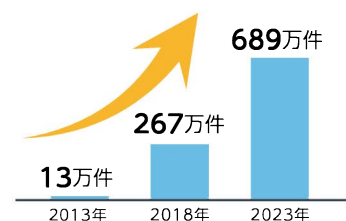
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

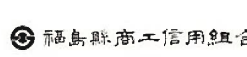
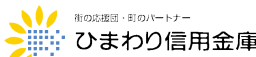
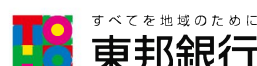
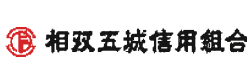
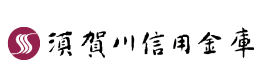
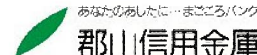
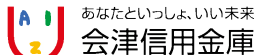
電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より



受取・支払
企業の双方に
メリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もごございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定

